

旅行業登録制度の概要

～ 旅行業には登録が必要です ～

1 旅行業とは、①報酬を得て、②一定の行為（旅行業務）を行う、③事業のことをいいます。

①報酬

- (1) 企画旅行において値付けを行うことによって得られる利益
- (2) 受注型企画旅行契約において旅行者から収受する「企画料」
- (3) 手配旅行において旅行者から収受する「旅行業務取扱料金」
- (4) 運送・宿泊機関等から収受する「販売手数料」
- (5) 他社のパッケージツアーを販売した場合の当該他社から収受する「販売手数料」
- (6) 渡航手続き代行契約において旅行者から収受する「渡航手続き代行料金」
- (7) 旅行相談契約において旅行者から収受する「相談料金」

②旅行業務

基本的旅行業務

- (1) 自己の計算における、運送・宿泊に関するサービス（以下、運送等サービス）提供契約の締結行為
- (2) 運送等サービスに関する代理・媒介・取次・利用行為

<例>航空券の販売、旅館の紹介、貸切バスを利用したツアーの販売など

付随的旅行業務

- (3) (1)に付随して行う、自己の計算における、運送等サービス以外のレストラン利用、観光施設入場等の旅行サービス（以下、運送等関連サービス）提供契約の締結行為
- (4) (2)に付随して行う運送等関連サービスに関する代理・媒介・取次行為
- (5) (1)及び(2)に付随して行う渡航手続き（旅券・査証取得）の代行、添乗員業務等の行為

相談業務

- (6) 旅行日程の作成、旅行費用の見積り等の旅行の相談に応じる行為

③事業

- (1) 旅行の手配を行う旨の宣伝、広告をしている場合
- (2) 店舗を構え、旅行業務を行う旨の看板等を掲げている場合
など、行為の反復継続の意思が認められる行為

2 旅行業者代理業とは、①報酬を得て、②所属旅行業者のために、③一定の行為を、④代理して契約を締結する行為を行う事業です。

※付属旅行会社とは、旅行業者代理業者と旅行業者代理業業務委託契約を締結している旅行業者をいい、旅行業者代理業者が代理できる付属旅行会社は1社に限られます。

※相談業務は代理業として行うことはできません。

3 旅行業に該当しないもの

- ・専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為 <例>航空運送代理店、バスの回数券の販売所など
- ・運送・宿泊以外のサービスのみを手配するものや運送事業者・宿泊事業者自らが行う運送等サービスの提供 <例>観劇等の入場券のみの販売、バス会社の行う日帰りツアー、旅館の行うゴルフパックなど

4 旅行業の種類・登録業務範囲

			業務範囲				登録要件		
			企画旅行			手配旅行	営業保証金	基準資産	旅行業務取扱管理者
			募集型		受注型				
			海外	国内					
旅行者	第1種	観光庁長官	○	○	○	○	7000万円 (1400万円)	3000万円	必要
	第2種	都道府県知事	×	○	○	○	1100万円 (220万円)	700万円	必要
	第3種	都道府県知事	×	△ (隣接市 町村等)	○	○	300万円 (60万円)	300万円	必要
	地域限定	都道府県知事	×	△ (隣接市 町村等)	△ (隣接市 町村等)	△ (隣接市 町村等)	15万円 (3万円)	100万円	必要
旅行者代理業		都道府県知事	所属旅行者から委託された業務			不要	—	必要	

※営業保証金の金額は、取引額が2億円未満の場合（地域限定は400万円未満の場合）であり、取引額の増加に応じて金額が加算されます。
 ※営業保証金の下段（ ）は、旅行業協会に加盟している場合。

5 登録申請にあたって

(1) 申請書の提出先

北海道内に主たる営業所を置く第2種・第3種・地域限定及び旅行者代理業の申請書の提出先はこちらです。

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
 北海道経済部観光局観光振興課（観光企画）
 TEL：011-206-6596（内線26-564）
 FAX：011-232-4120

※申請の際に、北海道収入証紙貼付による手数料が必要です。金額についてはお尋ねください。

(2) 申請書の購入

申請書の様式は、下記の各旅行業協会で購入できます。

※当庁では取り扱っておりません。

- ・（一社）全国旅行業協会北海道支部

住所：〒060-0042 札幌市中央区大通西11丁目4番地23 大通パークビル3階

TEL：011-241-4089

FAX：011-232-2598